

役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条及び第21条の規定に基づき、社会福祉法人くろかみ福祉会の役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、法人理事長、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員が評議員会に出席したとき、及び役員が理事会に出席したときは、出席の都度5,000円を支給する。ただし、法人職員を兼務し、かつ通常業務時間中に会議が開催された場合は、その役員には支給しない。

2. 監事が法人の監査を行った場合 10,000円、国・県・市などの監査等に立ち会ったときは、その都度3,000円を支給する。
3. 役員及び評議員が法人の入札等に立ち会った場合は、その都度3,000円を支給する。ただし、法人職員を兼務し、かつ通常業務時間中に入札等が開催された場合は、その役員には支給しない。
4. 評議員選任・解任委員会 監事、事務局員及び外部委員が委員会に出席したときは、出席の都度3,000円を支給する。ただし、事務局員が法人の職員を兼務し、かつ通常業務時間中に会議が開催された場合は、その事務局員には支給しない。

(旅費の支給)

第4条 役員及び評議員が法人業務のため出張したときは、その出張に要する旅費を法人の役員等及び職員の旅費支給規程に準じて支給することができる。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成29年6月17日から施行する。